

徳島大学における四国地区大学体育連盟役員の選出に関する申合せ

令和6年3月22日

学生委員会制定

四国地区大学体育連盟規約第8条第4項及び第5項の規定に基づき、徳島大学における四国地区大学体育連盟役員（理事及び委員）の選出について、次のように申し合わせる。

（理事）

第1 理事は、次の各号に掲げる教職員をもって充てる。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 徳島大学四国地区大学総合体育大会検討専門委員会から選出された教員 1人
- (3) 学務部学生支援課長
- (4) その他学長が必要と認める者

（委員）

第2 委員は、次の各号に掲げる学生をもって充てる。

- (1) 徳島大学が種目担当大学として担当する競技のサークル代表者
- (2) その他学長が必要と認める者

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。